

## 令和5年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年9月11日（第1日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長補佐	藤井小百合	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	新しい学校づくり専門監	永石敏
生涯学習課長	矢川靖章	農業委員会事務局長	久原正好
代表監査委員	稲富健朗		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 中 原 賢 一  
課 長 補 佐 川 崎 常 弘  
議 事 係 書 記 草 場 雅 子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。  
5番 中村 秀子 6番 定松 弘介

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第9号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率  
の報告について

日程第5 報告第10号 只江川スポーツパークに関する報告について

---

## 9時30分 開会

### ○片渕栄二郎議長

ただいまから令和5年第6回白石町議会9月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。

今定例会も省エネルギー対策推進のため、エコスタイルの実施を申し合わせていますので、皆様の御理解をお願いいたします。

暑い方は上着をお取りください。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書も配付していますので、御確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

また、町長から佐賀西部広域水道企業団議会の報告があります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は、お手元の名簿のとおりです。

### 日程第1

### ○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、中村秀子議員、定松弘介議員の両名を指名します。

## 日程第2

### ○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月30日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり9月11日から25日までの15日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から9月25日までの15日間とすることに決定しました。

## 日程第3

### ○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは、皆様に配付しています一覧表のとおりです。決算の認定4件、条例2件、規約の変更1件、人事2件、補正予算4件、以上13件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

### ○田島健一町長

皆さんおはようございます。

本日、令和5年第6回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第80号から議案第83号までの4件は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計の令和4年度決算の認定に関する議案でございます。この内容は、後もって会計管理者と担当課長が御説明いたします。

次に、条例案件が2件ございます。

議案第84号「白石町税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第85号「白石町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、本年4月から医療費助成の対象を高校生等までに拡充し、償還払いで実施しておりましたが、本年10月診療分から現物給付に変更することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、条例外案件でございます。

議案第86号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更について」は、地方自治法第286条第1項の規定により、佐賀県東部環境施設組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、人事案件が2件ございます。

議案第87号につきましては、現在人権擁護委員であります木室久美子氏の任期が本

年12月31日をもって満了となりますが、引き続き木室氏を推薦するものでございます。

議案第88号につきましては、現在人権擁護委員であります林田由里子氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますが、退任の意向を示されたため、後任として新たに川崎孝美氏を推薦するものでございます。

最後に、予算案件が4件ございます。

議案第89号「令和5年度白石町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、既決の歳入歳出予算総額に3億8,988万1,000円を追加し、補正後の予算総額を174億9,279万5,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

議案第90号「令和5年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第91号「令和5年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第92号「令和5年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、各特別会計予算に所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のおりでございます。提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

## ○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。

なお、この文書は議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

### （担当課長の議案説明）

## ○久原美穂会計管理者

令和4年度白石町各会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第5項の規定により概要を説明いたします。

なお、決算書は地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条の規定により歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書といたします。

まず、令和4年度白石町一般会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書の1ページをお願いします。

歳入のうち主な項目について説明いたします。

1款町税の収入済額は22億4,772万2,597円で、前年度より716万2,594円の増額となっております。なお、年度中の不納欠損額は106万8,022円で、収入未済額は4,524万840円となっております。

6款法人事業税交付金は令和2年度から交付されているもので、収入済額2,514万7,000円で、前年度より867万円の増額となっております。

2ページをお願いします。

9款自動車取得税交付金は今年度から交付されているもので、収入済額26万5,536円となっております。

11款地方特例交付金は、収入済額1,282万3,000円で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金などの減収で、前年度より1,867万1,000円の減額となっ

ております。

12款地方交付税は、収入済額52億6,101万5,000円となっており、歳入全体の30.1%を占めております。

14款分担金及び負担金は、収入済額7,079万5,210円であります。収入未済は、保育料などとなっております。

3ページをお願いします。

17款県支出金は、収入済額19億4,929万6,222円で、農業振興費補助金の増収などにより、前年度より4億865万4,920円の増額となっております。

19款寄附金は、収入済額13億436万1,564円となっております。そのうち、ふるさと寄附金は12億9,045万3,617円で、前年度より4億7,562万1,604円の増額となっております。

22款諸収入は、収入済額3億9,347万6,635円となっております。なお収入未済額は982万2,403円で、学校給食費、特定空家代執行費用納付金などとなっております。

4ページをお願いします。

23款町債は、収入済額16億5,620万円で、過疎対策事業債などの減収で前年度より2億1,045万円の減額となっております。

歳入合計で、収入済額174億5,415万9,485円の決算となっております。

続きまして、一般会計歳出の主な項目について説明いたします。

5ページをお願いします。

3款民生費は、支出済額37億6,908万6,616円で、子育て世帯への臨時特別給付金の支出減などにより、前年度より2億8,017万1,076円の減額となっております。

4款衛生費は、支出済額18億4,796万8,283円で、杵東衛生処理場組合負担金の支出減などにより、7億1,981万2,386円の大幅な減額となっております。

6款農林水産業費は、支出済額20億7,792万5,135円で、農業振興費における補助金の支出増などにより、前年度より5億7,201万1,293円の増額となっております。

6ページをお願いします。

7款商工費は、支出済額1億7,585万390円で、事業者支援金の支出減などにより、前年度より6,142万176円の減額となっております。

10款教育費は、支出済額22億3,332万5,336円で、新設中学校整備工事費及び新学校給食センター建設工事費などの増額により、前年度より9億3,372万5,478円の増額となっております。

7ページをお願いします。

11款災害復旧費は、支出済額943万5,000円で前年度より27.1%の増額となっております。

歳出合計は、支出済額167億7,074万8,917円となっております。歳入歳出差し引き額は6億8,341万568円で、同額を翌年度に繰り越しいたしております。

次に、168ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が6億8,341万568円となり、翌年度に繰り越すべき財源として、継続費繰越額6,939万3,141円、繰越明許費繰越額が2,746万円、事故繰越し繰越額176万2,800円となり、こ

れを差し引いた実質収支額は、5億8,479万4,627円の決算額となっております。

続きまして、令和4年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

まず、歳入の主な項目について説明いたします。

1 ページをお願いします。

1 款国民健康保険税は、収入済額7億9,105万8,512円で、歳入全体の19.8%となっております。前年度より3,284万3,986円の減額となっており、不納欠損額が150万6,211円、収入未済額が6,503万5,891円の決算となっております。

5 款県支出金は、収入済額27億7,519万円で、歳入全体の69.5%を占めております。

2 ページをお願いします。

歳入合計として、収入済額39億9,183万7,509円となっており、前年度より2億7,655万3,068円の増額となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計歳出の主な項目について説明いたします。

3 ページをお願いします。

2 款保険給付費は、支出済額26億6,787万1,306円で、歳出全体の72.2%を占めておりまして、昨年度より2億4,427万9,393円の増額となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は、支出済額9億2,356万795円で歳出全体の25.0%を占めておりまして、前年度より1,998万3,160円の減額となっております。

4 ページをお願いします。

歳出合計は、支出済額36億9,670万9,832円となっております。

歳入歳出差し引き額は、2億9,512万7,677円で、同額を翌年度へ繰り越しいたしております。

次に21ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が2億9,512万7,677円で、実質収支額も同額となっております。

続きまして、令和4年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

まず、歳入の主な項目について説明いたします。

1 ページをお願いします。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額2億4,289万8,400円で、歳入全体の65.4%を占めております。また、収入未済額は、6万7,400円となっております。

6 款諸収入は、収入済額1,005万6,635円で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託料の増収などにより、前年度より100万4,342円の増額となっております。

歳入合計として、収入済額3億7,120万9,475円の決算額となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計歳出の主な項目について説明いたします。

2 ページをお願いします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額3億5,888万6,393円で歳出全体の97.0%を占めております。

3 款保健事業費は、支出済額1,012万3,595円で、前年度より100万7,677円の増額と

なっております。

歳出合計が、支出済額 3 億 7,035 万 6,545 円で、歳入歳出差し引き額は 85 万 2,930 円の決算となり、同額を翌年度に繰越いたしております。

次に、10 ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が 85 万 2,930 円で、実質収支額も同額となっております。

なお、詳細につきましては、添付をいたしております各会計の決算事項別明細書、決算説明報告書などのお目通しをお願いいたします。

最後に、財産に関する調書でございます。

1 ページに土地及び建物、2 ページに山林・動産・物権・無体財産権・有価証券・物品、3 ページ以降につきましては、各種基金、出資金などを記載いたしております。

以上で、各会計の決算概要説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

## ○土井 一生活環境課長

令和 4 年度白石町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により概要を説明いたします。

決算書の 1 ページをお願いします。

令和 4 年度白石町下水道事業決算報告書は、予算額に対して執行状況を明らかにするための実績計算書にあたり、消費税込みの金額で表示しております。

(1) 収益的収入及び支出は、下水道事業経営に伴って発生する収益とそれに対応するための費用を明らかにし、現金の収入及び支出を伴わない長期前受金戻入や減価償却費などを含めたものです。

上段の収入の第 1 項営業収益は、下水道使用料や手数料などの収益 1 億 1,486 万 9,525 円となっております。

第 2 項営業外収益は、他会計負担金や長期前受金戻入などの収益で 5 億 1,534 万 2,953 円となり、下水道事業収益の総額は、6 億 3,021 万 2,478 円となっております。

下段の支出の第 1 項営業費用は、管渠費、処理場費、人件費、減価償却費などの費用で 5 億 4,955 万 7,297 円となっております。

第 2 項営業外費用は、支払利息で 6,441 万 2,376 円となっております。また、第 3 項の特別損失は、過年度損益修正損で 4 万 1,536 円となり、下水道事業費用総額では、6 億 1,401 万 1,209 円となっております。

次に 2 ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出は、下水道の整備に伴って支出する建設改良費とそれを賄う財源を明らかにし、他会計からの出資金や現有施設の取得に要した企業債の元金償還金を含みます。

上段の収入は、企業債、国庫補助金、他会計負担金などの収入で、総額 3 億 1,161 万 2,081 円となっております。

下段の支出は、建設改良費と企業債償還金で、5 億 1,702 万 4,031 円を執行しており、また、地方公営企業法第 26 条の規定による 1 億 2,968 万 6,000 円の繰越を行っております。

す。なお、資本的支出に対し資本的収入が不足する額は、2億541万1,950円となり、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額550万8,154円及び引継金1億9,990万3,796円で補填いたしております。

続きまして3ページをお願いします。

下水道事業決算損益計算書は、1年間の下水道事業の経営成績を表すもので、消費税抜きの金額で表示しております。

I 営業収益は、1億458万1,068円、II 営業費用は、5億3,887万1,900円となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は4億3,429万832円となっております。

III 営業外収益は、5億1,047万2,302円で、IV 営業外費用は、6,544万9,715円となっております。営業外収益から営業外費用を差し引き4億4,502万2,587円となり、営業損失4億3,429万832円を差し引いた経常利益は、1,073万1,755円となっております。また、経常利益から特別損失3万7,880円を差し引いた当年度純利益は、1,069万3,875円となりました。

4ページをお願いします。

下水道事業剰余金計算書で、資本金の前年度末残高6億8,621万4,212円に、一般会計からの出資金1億6,555万5,000円を受け入れ、当年度末残高は、8億5,176万9,212円となりました。資本剰余金については、前年度末残高から、当年度末残高は変わらず、903万625円となり、利益剰余金については、前年度末残高7,289万7,145円に当年度純利益1,069万3,875円を加え利益剰余金当年度末残高が8,359万1,020円となりまして、資本合計当年度末残高は、9億4,439万857円となりました。

また下段には、下水道事業剰余金処分計算書を記載しており、当年度利益処分は行っておりません。

5ページから8ページは、下水道事業決算貸借対照表であり、令和4年度末の令和5年3月31日における下水道事業会計の財政状況を明らかにするものです。

5ページから6ページ資産の部としまして、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、120億3,251万1,260円です。また、7ページの負債の部としまして、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、110億8,812万403円です。8ページ資本の部としまして、資本金、剰余金を合わせた、資本合計が、9億4,439万857円となりまして、負債資本合計が、120億3,251万1,260円であり、資産合計と同額となります。

9ページは、会計方針等の注記を記載しております。

また、10ページからは、下水道事業報告書となっております。

10ページは、下水道事業の概況、11ページは、議会議決事項、行政官庁許認可等事項、職員に関する事項を記載しております。

12ページは、令和4年度中に施工しました建設改良工事の概要を記載しております。

13ページは、令和3年度と令和4年度を比較した業務量を記載しております。主な事項としまして、令和4年度末の処理区域内人口は、9,189人、水洗化人口は6,835人、年間汚水処理水量61万2,668m<sup>3</sup>に対し、年間有収水量は、54万6,371m<sup>3</sup>となり、有収率は89.2%となっております。

14、15ページは、事業収入に関する事項と事業費用に関する事項を記載しております。



16ページは、重要契約の要旨について記載しております。

17ページは、企業債、長期借入金及び一時借入金の概況を記載しております。令和4年度中に償還いたしました元金は、3億6,956万8,600円で、これにより令和4年度末企業債残高は、57億4,556万3,048円となっております。なお、一時借入金はございません。

18ページは、他会計負担金等の用途特定について記載しています。

19、20ページには、資金の流れを見るための下水道事業キャッシュフロー計算書を記載しております。

21ページから25ページには、下水道事業収益費用明細書を、消費税抜きの金額で記載しております。

26ページには固定資産明細書を記載しております。

最後に、27ページから29ページは、企業債明細書を記載しております。

以上で、令和4年度白石町下水道事業会計の決算概要説明を終わります。

御審議のほど、宜しくお願いいたします。

## ○大串恭隆税務課長

議案第84号「白石町税条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、白石町税条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものです。

今回の条例改正の主な内容は、「森林環境税の導入に伴う改正」「軽自動車税の賦課徴収の特例」であります。

それでは、議案書を4ページめくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表は9ページにわたっております。

9の1ページ第34条の9第2項は、森林環境税の導入に伴う改正で、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令が改正されたことに伴い改正します。施行期日は、令和6年1月1日です。

同じく9の1ページ第36条の3の2第2項は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、前年と内容に異動がない場合の記載事項の簡素化について新設し、9の2ページ第3項から第6項は、項ズレを反映し改正します。施行期日は、令和7年1月1日です。

9の3ページ第38条第1項及び第3項は、森林環境税の導入に伴う改正で、個人の町民税の徴収の方法等について、文言を修正し、森林環境税の賦課徴収の方法を規定し新設します。施行期日は、令和6年1月1日です。

同じく9の3ページ第41条は、森林環境税の導入に伴う改正で、個人の町民税の納税通知書について、文言を修正し、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正です。施行期日は、令和6年1月1日です。

同じく9の3ページ第44条第1項は、森林環境税の導入に伴う改正で、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収について、文言を修正し、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定します。9の4ページ第2項から5ページの第6項までは、文言を修正し文章表現を整理します。

施行期日は、令和6年1月1日です。

9の5ページ第47条第1項及び9の6ページ第2項は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて、文言修正及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の改正に伴い改正します。施行期日は、令和6年1月1日です。

9の6ページ第47条の2第1項及び9の7ページ第2項は、森林環境税の導入に伴う改正で、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について、文言修正及び特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定します。施行期日は、令和6年1月1日です。

同じく9の7ページ第47条の6第1項は文言修正、第2項は、森林環境税の導入に伴う改正で、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについて、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の改正に伴う改正です。施行期日は、令和6年1月1日です。

9の8ページ附則第15条の2第4項は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、不正を行った自動車メーカーより納税不足額を徴収する際に加算す割合を変更する改正です。施行期日は、令和6年1月1日です。

同じく9の8ページ附則第16条の2第3項は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、不正を行った自動車メーカーより納税不足額を徴収する際に加算す割合を変更する改正です。施行期日は、令和6年1月1日です。

いずれも、令和5年度地方税法等の一部改正を反映させるため、白石町税条例の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○木須英喜保健福祉課長

令和5年度から更なる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病への早期治療を促すため、子ども医療費助成制度の対象年齢を「15歳年度末」から「18歳年度末」までに拡充しております。

ただ、システム改修や関係機関との調整等のため、4月から9月の間は、高校生等の助成については、医療機関や薬局の窓口で自己負担をお支払いいただき、領収書などにより後から町に自分で請求する償還払いでの助成としています。

助成金額については、現行同様、医療機関及び保険者ごとに、1月当たり入院は上限1,000円、入院外は上限1回目500円・2回目500円の自己負担を控除した医療費について助成を行います。ただし、薬局は一部負担金を全額助成します。

医療費助成の対象を令和5年4月診療分から高校生等（満18歳年度末）までに拡充し、令和5年10月診療分から現物給付に変更することから、すべての助成対象年齢の子どもが現物給付となります。このことに伴い、白石町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正するものです。

### ○中村政文総務課長

議案第86号「佐賀県市町総合事務組合理約の変更について」御説明いたします。

令和6年4月1日付けで鳥栖・三養基西部環境施設組合及び脊振共同塵芥処理組合

が行っていたごみ処理施設業務及びリサイクル施設の運用について、佐賀県東部環境施設組合が引き継ぐことに伴い、当該業務に従事する職員の身分を移管するため、佐賀県東部環境施設組合が「退職手当の支給に関する事務」の共同処理に参加することとなります。

これに伴いまして、佐賀県市町総合事務組合の規約を変更する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書3枚目の新旧対照表をお開きください。

別表第2（第3条関係）でございますが、この表は、総合事務組合が共同処理する事務と団体を規定しております。

第3条第1号に関する事務につきましては、「退職手当の支給に関する事務」でございますが、これにつきまして「神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合」を「神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合」へ改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、議案書2枚目をお開きください。

附則でございますが、知事の許可があった日から施行することとされております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

## ○坂本博樹企画財政課長

議案第89号「令和5年度白石町一般会計補正予算（第5号）について」御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に3億8,988万1,000円を追加し、補正後の予算総額を174億9,279万5,000円とするものです。

次に、5ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正ですが、令和6年度の合併20周年記念事業として「町勢要覧」を作成するための業務委託について、期間を令和5年度から令和6年度まで、限度額を560万円として追加しております。

6ページをお願いします。

第3表地方債補正ですが、過疎対策事業については、クリーク防災機能保全対策事業費の増額に伴い借入限度額を増額し、臨時財政対策債については、額の確定に伴い借入限度額を減額し、また合併特例事業については、道路新設改良費の増額等に伴い借入限度額を増額し、それぞれ限度額の変更を行っております。

次に歳入歳出について御説明いたします。

なお、白石町9月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

補正予算書の10ページをお願いします。

19款寄附金、1項、1目指定寄附金では、白石町建設業組合から学校指定寄附金としていただいた20万円を計上し、歳出で町内4小学校の書籍購入費に充当しております。

11ページをお願いします。

20款繰入金、2項、1目の財政調整積立基金繰入金で、1億1,527万4,000円を減額計上しております。今回の補正で、歳入が歳出を超過しましたので、超過分を財政調整積立基金に繰戻しを行い、残高の確保を図ることとしております。

21款繰越金、1項、1目の前年度繰越金で、当初予算計上の1億円に加えて、4億8,479万4,000円を計上しております。

12ページをお願いします。

22款諸収入、5項、5目雑入のスポーツ振興くじ助成金で、189万6,000円を計上しております。当初予算で計上しておりました爽明館ジム機器の購入について、スポーツ振興くじ助成金の対象として交付決定を受けましたので、歳出で財源更正しております。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

13ページをお願いします。

議会費を始め各款において、給料、職員手当等、共済費の人件費を補正しておりますが、これは4月1日付け人事異動等による補正を計上しております。

14ページをお願いします。

2款総務費、1項、5目財産管理費では、令和4年度決算における歳計剰余積立金として、当初予算計上の5,000万円に加えて、2億4,300万円を財政調整積立基金に積み立てることとしております。

同じ款、1項、7目企画総務費では、スマートフォンやパソコンで、町内公共施設の空き状況の確認や予約申請をできるようにするための施設管理システム使用料66万円を計上しております。

15ページをお願いします。

同じ款、1項、8目地域づくり推進費の負担金、補助及び交付金では、今後の申請件数の増加が見込まれるため、ずっと住まいる応援事業補助金700万円の増額補正を計上しております。

21ページをお願いします。

4款衛生費、1項、2目予防費では、新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種実施のために健康管理システム改修負担金150万円を計上しております。なお、財源は、全額、国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を充当しております。

28ページをお願いします。

8款土木費、2項、2目道路新設改良費の工事請負費では、町道新渡線の未整備となっていた一部区間について用地買収ができたため、町道新設改良工事費500万円を計上しております。なお、財源は合併特例債を充当しております。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「9月補正予算細事業一覧表」及び「白石町9月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、37ページ以降の給与費明細書、42ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○谷川友子住民課長

それでは、住民課所管の議案について御説明いたします。

議案第90号「令和5年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億1,765万3,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ40億1,065万3,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

1款国民健康保険税でございますが、調定額が当初予算の見込額を上回ったことにより1億2,005万4,000円を増額補正するものでございます。増額の理由と致しましては、令和4年中の農作物価格（玉葱）の高騰により農業所得の増加が主な要因であると思われま

次に、同じく7ページ4款の国庫支出金でございます。

これは国から交付される補助金で7万3,000円を増額補正でございます。

7目社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、令和6年度秋に健康保険証が廃止されることから、マイナンバーカードを保険証として利用するメリットや、マイナンバーカードの安全性について、広報誌に掲載するための印刷費分として8,000円を補助金として交付されるものです。

8目出産育児一時金臨時補助金につきましては、令和5年4月から出産育児一時金が、これまでの42万円から50万円に引き上げになったことによる臨時的な補助金で、前年度実績の13件に補助単価5,000円をかけた6万5,000円を計上しております。

続きまして、8ページをお願いします。

5款県支出金でございますが、これは県から交付される特別調整交付金で80万6,000円を増額補正でございます。

これは、令和6年1月から予定されている「産前産後期間の国民健康保険税免除に伴うシステム改修費相当額が交付されるものです。

《産前産後の被保険者の4か月分の所得割・均等割が減免されるもの》

次に7款繰入金でございますが、事務費等繰入金46万7,000円を増額補正でございます。これは国保のシステムの切替に伴う費用が46万円、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認等システムの運営負担金（国保連合会負担金）が7,000円を増額補正でございます。

次に8款繰越金でございますが、2億9,512万6,000円を増額補正でございます。

令和4年度の決算剰余金が2億9,512万7,677円となりましたが、当初予算で繰越金を1,000円計上しておりましたので、差し引き2億9,512万6,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

9款諸収入でございますが、令和4年度に交付を受けました保険給付費等交付金

(特定健康診査等負担金)の実績に伴う清算において、追加交付金が生じたため、112万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。補正予算書の10ページをお願いします。

1款総務費でございますが、これは歳入で御説明いたしました7款繰入金の事務費等繰入金の支出項目になり、システム端末及び設定委託料及び国保連合会負担金を合わせて46万7,000円を増額補正でございます。

次に、2款保険給付費につきましては、国庫支出金(出産育児一時金臨時補助金)6万5,000円の財源補正でございます。

続きまして、11ページをお願いします。

8款諸支出金でございますが、これは保険給付費等交付金返還金901万8,000円です。実績に伴う県交付金が過大請求となったための補正でございます。概算での交付となっているため、翌年度に返還金が生じるものでございます。

同じく8款2項の繰出金でございますが、広報誌印刷費分8,000円と、歳入で御説明いたしました、特別調整交付金(令和6年1月から予定されている「産前産後期間の国民健康保険税免除に伴うシステム改修費相当額」)の80万6,000円の合わせて81万4,000円を一般会計繰り出すものでございます。

次に12ページをお願いします。

9款予備費でございますが、国保特別会計の収入見込み分と歳出見込み分との差額4億735万4,000円を、保険給付費等の不足分に備えるなど、今後の国民健康保険財政の運営予算として予備費として計上するものでございます。

以上で、議案第90号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○谷川友子住民課長

続きまして、議案第91号「令和5年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,074万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ4億3,144万円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、保険料の調定額が当初予算の調定額を上回ったことにより特別徴収保険料・普通徴収保険料合わせて3,988万8,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、5款繰越金でございますが、85万2,000円を増額補正でございます。令和4年度の決算剰余金が85万2,930円となりました。当初予算で繰越金を1,000円計上しておりましたので、差し引き85万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いします。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、令和4年度の出納整理期間

中に収納された保険料から還付済額を差し引いた額を佐賀県後期高齢者医療広域連合へ納付する分として、58万5,000円、今年度の保険料調定増分が3,988万8,000円、合わせて4,047万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、4款諸支出金でございますが、2項の繰出金につきましては、令和4年度の決算剰余金を令和5年度に繰り越し精算するため、一般会計への繰出金として、26万7,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○土井 一生活環境課長

令和5年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお願いします。

第2条収益的収入及び支出の予定額を補正するものですが、内容については補正予算書の10から11ページで説明いたします。

収益的収入の2項営業外収益、9目消費税及び地方消費税還付金の13万6,000円増額については、収益的支出の補正に伴う増額です。

収益的支出の1項営業費用、1目管渠費の工事請負費の150万円の増額は、破損が著しい舗装仮復旧部分の本復旧を行うためです。

これによりまして、10ページ上段の1款下水道事業収益の既決予定額6億4,042万5,000円から今回の補正額13万6,000円を増額しまして、6億4,056万1,000円とするものです。

11ページをお願いします。

下水道事業費用の既決予定額6億5,091万3,000円に今回の補正額150万円を増額しまして、6億5,241万3,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

### ○片渕栄二郎議長

ここで、決算認定について監査委員からの審査報告を求めます。

### ○稲富健朗代表監査委員

おはようございます。監査委員の稲富でございます。本日はよろしく申し上げます。

令和4年度の監査報告をいたします。

それでは、30ページをお開きください。

この30ページから読み上げる形で、御報告とさせていただきます。

令和4年度の決算審査は、7月19日から8月3日まで実施いたしました。決算書、関係帳簿、証拠書類等を審査いたしました結果、決算計数は正確に処理されていることを確認いたしております。

審査の結果につきましては意見書に記載しておりますので、ここでは決算審査を実

施しての講評を述べさせていただきます。

まず最初に、例年どおり不納欠損処分と滞納処分でございます。

令和4年度の町税の不納欠損額は45件、106万8,022円、うち個人町民税16万2,864円、固定資産税87万5,158円、軽自動車税3万円と、前年比10万88円減少しております。また、国民健康保険税の不納欠損金につきましては、昨年より37万6,812円増加し、150万6,211円となっております。これは、地方税制に基づき適正な理由で不納欠損されたものでありますが、金額の多少にかかわらず納税者の不公平感を招きかねず、さらに納税意欲を低下させることにもつながりかねません。今後も、地方税法に基づき適正に執行していただきますよう、十分留意していただきたいと思います。今後とも、町税に限らず、各種債権の徴収に関しましても、各課連携を密にして徴収体制の強化を図っていただきますよう希望いたします。

続きまして、事務処理状況についてでございます。

例月出納検査や定期監査におきましてもその都度指摘をしておりますので、決算審査では重大な誤りはありませんでした。また、予算流用につきましても、財務規則に基づき適切に処理され、その理由についても妥当でありました。

ただし、次の点について改善することを検討していただきたいと思います。

まず、前年度と同様に新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源とした事業は、過大な予算の見積りにより多額の不用額があった費目も多く見受けられました。

2番目に、電気料の高騰や物価高騰の影響により、各施設の維持管理費が上昇しております。機械設備の計画的な更新とともに、維持管理費に見合う施設使用料となるよう、早急な見直しが必要かと思われまます。

続きまして、委託料などの多くに単年度契約が多く見受けられます。随意契約であっても、数年間の長期継続契約制度を活用し、低コストと高効果につながる維持管理委託の在り方を研究するようお願いいたします。

4番目に、職員の超過勤務の常態化がある部署の組織体制の検討と業務改善、また休日勤務を命じた場合の振替休日の取得は、職員の健康管理を考慮して徹底するよう、組織を挙げて実施していただきたいと思います。

次に、特別会計についてでございます。

国民健康保険特別会計は、2億9,512万7,677円の黒字決算となりました。引き続き住民健診の受診率を向上させるような手だてを検討するとともに、町民自らが自身の健康管理に留意されるよう、これからも周知徹底と関連事業の推進を望むものであります。

次に、下水道事業会計につきましては、施設の老朽化に伴う修繕とさらなる電気料金や薬剤費の高騰により、将来的な経営状況が懸念されます。接続率が伸び悩んでいる地区においては、戸別訪問など、粘り強く早期の接続をお願いするよう、さらなる努力を期待いたします。また、早期の経営戦略の見直しに着手されるよう、お願いいたします。

最後になります。

自主財源に乏しい本町は交付税に大きく依存しておりますが、昨年度より地方交付



税総額が3,264万円の減収となりました。これは、令和2年度から一本算定となっている影響であります。これからも、ふるさと納税制度や施設使用料の見直しを含めた財源の確保と、一層の行財政改革に努めていく必要があります。また、学校統合再編や新給食センター建築に係る財源など、近年の借入金の増加に伴う公債費の増加が見込まれるとともに、公共施設の老朽化に伴う修繕費等の増加も見込まれます。これからも、厳しい財政運営となるものと認識しております。第2次白石町行政経営プランに記載されているとおり、コスト削減と、限られた資源を効率的に最適に配分するよう実行していただきたいと思っております。公共施設再編につきましても、主要な施設の再編方針を町民に納得していただけるよう、早期に示していただきたいと思っております。

長引いた新型コロナウイルス感染症の影響と近年の物価高騰に歯止めがかからず、多くの事業者や町民が疲弊しております。まずもって、町民の生活不安の解消につながるような事業に優先的に取り組んでいただきたいと思っております。時代に対応した住民サービスのデジタル化につきましては、マイナンバーカードの利活用を拡大できるように取り組んでいただき、住民サービスの向上と併せて職員の負担軽減につなげていただくようお願いいたします。

第3次白石町定員適正化計画に基づき、職員数255名という目標は達成されているものの、近年はさらに住民の行政に対するニーズが多種多様化しており、職員の負担も大きくなっていくものと考えております。その時代に合わせた組織改編と、定員管理の見直しに引き続き取り組む必要があると思っております。

最後になりますが、人口減少対策には鋭意取り組んでいただき、若者世代の定住化と少子化対策と併せて、将来を見据えた事業には投資を惜しむことなく取り組んでいただき、これからも「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を目指して、持続可能なまちづくりを展開されるよう切望いたします。

以上で報告を終わります。

#### 日程第4、5

##### ○片渕栄二郎議長

日程第4、報告第9号「令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、日程第5、報告第10号「只江川スポーツパークに関する報告について」、これらの担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

##### (報告第9、10の内容説明)

##### ○坂本博樹企画財政課長

報告第9号「令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」御説明いたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告をするものでございます。

1 ページをお開きください。

まず健全化判断比率でございます。

真ん中に表を記載しております。区分欄の令和4年度決算に基づく比率が本町の数字、早期健全化基準が本町での判断の早期健全化基準となる数値、財政再生基準欄は、その数値を超えた場合、財政再生団体となります。実質赤字比率につきましては、本町は算定をされません。黒字のため「－」となります。連結実質赤字比率につきましても同様でございます。

実質公債費比率につきましては10.1%でございます。早期健全化の基準は25%、財政再生の基準は35%です。なお、令和3年度の実質公債費比率は10.0%でした。

将来負担比率につきましては「－」となっております。早期健全化基準は350%です。なお、令和3年度の将来負担比率も「－」となっており、令和4年度も町債等の将来負担額に対し、基金等の充当可能財源等が上回ることによるものです。

次のページをお開きください。

公営企業会計に係る資金不足比率でございます。

真ん中の表を御覧ください。表の中程（4）資金不足額において、下水道事業会計はマイナス5億7,102万1,000円、資金不足からすればマイナスとなっております。つまり資金不足はなく、表の下の※印の一番上に記載しておりますとおり、資金不足比率は算定されないため、「－」で表示しており、黒字という事でございます。

去る8月24日に、監査委員に対し算定の内容等について審査を求めました。

いずれも特に指摘すべき事項はないという事で御意見をいただいております。

以上、報告を終わります。

## ○山口裕一総合戦略課長

報告第10号「只江川スポーツパークに関する報告について」御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人に該当いたしますので御報告いたします。

まず、運営状況について御報告いたします。2ページ目をお開きください。令和4年7月1日から令和5年6月30日までの入場者数の状況をつけております。

月ごとの利用状況となっております。

続きまして、5ページ目をお願いします。

令和4年度の事業報告でございますが、コロナ禍においてゴルフは感染リスクの低いレジャーとしての人気が高まり、令和2年度と3年度はむつごろうカントリークラブにおいても大幅な利用者の増加となったところですが、4年度においては全国的に利用者の減少がみられる中、むつごろうカントリークラブにおいても、その他レジャーへの移行や猛暑、台風、冬場の記録的な大雪や5月下旬からの梅雨入りなどの気象条件も相まって、年間来場者は1万2,850人となり1,178人の減少となりました。

15ページをお願いします。こちらは損益計算書でございます。

一番下の損益計算書における当期純損失は1,185万7,814円となっております。

理由については、令和3年度管理運営収支決算書の内容にて御説明いたします。

17ページをお願いします。

令和4年度管理運営収支決算書を御説明いたします。

収入の部の表の上側に1万4,028人とありますが、これは前年の利用者数でござ

います。その横に1万2,850人とありますが、令和4年度の利用者数でございます。前年度より1,178人の減少となっております。

理由については先ほど報告させていただいたように、気象条件とウイズコロナ後のその他レジャーへの移行が主な要因となっております。

収入の部が事業収入で5,033万775円、前年度の決算より410万3,932円の減、事業外収入で744万731円、前年度の決算より33万3,870円の増となっております。

収入合計で5,777万1,506円となり、377万62円の減となっております。

支出の部では、支出合計6,399万5,513円、前年度の決算より70万622円の増となっております。

増額は、カートのナビゲーションを導入したことによる経費、カートナビシステム導入費315万4,000円が主な要因となります。

収支差額、収入合計から支出合計を差し引いた額は、622万4,007円のマイナスとなっております。

今回の定時株主総会は8月29日に行われ、令和4年度の決算及び令和5年度の事業計画が承認されたところであります。

今後の展望について申し上げます。

懸案事項としましては、今後、施設等の老朽化に係る修理等の負担増が課題となり、楽観できない経営状況が続くと思われませんが、グリーンやフェアウェイのコース整備はもちろんのこと、プレイヤーの安全管理と快適なプレーができるよう心がけ、今後も社員の経験や英知を結集し、健康増進やスポーツの振興に寄与することが期待されます。

また、平成28年にオープンした「しろいしパークゴルフ場」については、地域のスポーツ行事の場として、ニュースポーツの振興と併せて一体的にPRをしていただくよう期待しているところでございます。利用者数も令和4年度は前年度比662人増の3,686人となり、着実に普及してきている状況でございます。

今年度も只江川スポーツパークの目的である、町民の健康増進と地域活性化に寄与するとともに、施設の有効利用を図り、ゴルフ場の価値観を高めていけるよう頑張っていたきたいと思うところでございます。

以上、報告第10号についての説明を終わります。

## ○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

9時52分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月11日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 中 村 秀 子

署 名 議 員 定 松 弘 介

事 務 局 長 中 原 賢 一